修繕請書

収入

印紙

１　修繕名

２　履行期間 　　 年 月 日 から

　 　　　　年　　月　　日　 まで

３　履行箇所

４　契約金額 ￥ 　　　　　　　　　　　　　　 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　　　　　　）

５　契約保証金 富士山南東消防組合契約規則第34条第３号の規定により免除

６　その他 　　　 契約金額の支払いについては、上記修繕の検査合格及び引き渡し完了後、適法な請求書により請求を受けた日から30日以内に支払うこととする。なお、発注者の責に帰すべき事由により、契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）により計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができることとする。

上記の修繕について、関係法令のほか、富士山南東消防組合契約規則並びに次の事項を遵守し、信義に従い、誠実に履行することを証するため、この請書を提出します。

年 月 日

　　　発注者　富士山南東消防組合

管理者　三島市長　豊岡　武士　殿

　　 　　　　住 所

　　 　　受注者　　　商号又は名称

　　 　　　　氏 名 印

契約条項

１　受注者は、仕様書等（発注者が指定した仕様書、設計書、設計図書、図面等をいう。以下同じ。）に従い、頭書記載の修繕（以下「修繕」という。）を頭書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「物件」という。）を発注者に引き渡すものとする。

２　受注者は、遅滞なく仕様書等に基づいて、内訳明細書及び工程表を作成して、発注者に提出するものとする。ただし、発注者が必要でないと認めるときは、この限りではないものとする。

３　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならないものとする。

４ 受注者は、その責に帰すことができない事由により、履行期間内に物件を修繕することができないとき又は物件の修繕が不可能となったときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更又は修繕履行の解除を請求することができるものとする。

５ 物件の引き渡し前に、物件に生じた損害については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担するものとする。

６ 受注者は、物件の修繕を完了したときは、その旨を発注者に書面により通知するものとし、当該通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、発注者の検査を受け、検査に合格した場合、発注者に物件を引き渡すものとする。なお、物件の引き渡し及び検査に直接要する費用は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とするものとする。

７　受注者は、６の検査に合格しないときは、ただちに修補等の適切な措置を行い、再度発注者の検査を受けなければならないものとする。

８　受注者は、発注者が物件の引き渡し後、物件の修繕が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことを発見した場合は、その不適合の無償修補等の適切な措置を行う、又は無償修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を受ける責任を負うものとする。

９　受注者は、その責に帰すべき事由により履行期間内に物件の引き渡しをすることができない場合においては、遅延日数に応じ、当該遅延に係る契約金額に対し、財務大臣が決定する率により計算し得た額を遅延違約金として、発注者に対し支払わなければならないものとする。

10　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならないものとする。

ア　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第３条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第２項の規定により取り消された場合を含む。）

　イ　納付命令又は独占禁止法第７条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

　ウ　納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第３条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

　エ　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項第１号若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

⑵　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならないものとする。

11　受注者は、次に揚げる場合のいずれかに該当するときにおいて、発注者から相当の期間を定めてその履行を催告されたにもかかわらず、その履行をしないときは、発注者に契約を解除されるものとする。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

ア　正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。

イ　前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

12　受注者は、次に揚げる場合のいずれかに該当するときは、発注者に契約を解除されるものとする。

ア　履行期間内に物件の修繕が完了しないと明らかに認められるとき。

イ　受注者が次のいずれかに該当するとき。

a　役員等(契約者が個人である場合にあっては当該個人をいい、契約者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）（以下「暴排法」という。)第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

b　暴力団(暴排法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

c　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

d　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

e　aからdまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

f　再委託契約又は資材、材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

g　暴力団関係業者を再委託契約又は資材、材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合(fに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

13 受注者は、この契約が解除された場合においては、契約代金の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならないものとする。

14　この条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったとき発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものはそれぞれが負担するものとする。

⑵　前項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成８年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができるものとする。

15 この請書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。